

## 対象工事一覧

	対象工事名	基準	備考
1	手すりの設置	階段や廊下等に新たに手すりを設置する工事	手すりは適切な箇所、高さに設置すること
2	スロープの設置	分譲マンションの共用部分及び敷地内に新たにスロープを設置する工事	スロープの設置に際し、勾配に留意すること 容易に取り外せるものでないこと
3	床のノンスリップ化	エントランス、廊下等の床に滑りにくい素材を施工する工事	滑りにくい素材であることがわかる資料を提出すること
4	点字ブロックの設置	分譲マンションの共用部分及び敷地内に新たに点字ブロックを設置する工事	点字ブロックの種類は、原則として下記の(1)及び(2)とする。 (1) 線状ブロック (2) 点状ブロック
5	通路・開口部の拡幅又は改修	1 エントランス等の出入口及び通路の拡幅工事 2 エントランス等の出入口を自動ドアに変更する工事	エントランス等の出入口を拡幅する工事又は出入口のドアを自動ドアに変更する工事を対象とする。
6	エレベーターの設置等	1 エレベーターの設置 2 障害者用設備の設置	エレベーターを新たに設置する工事の他、下記の(1)及び(2)に該当する工事を対象とする。 (1) 車いす専用ボタンの設置 (2) エレベーター内の鏡の設置
7	断熱改修	窓等の断熱性を高める工事	次に掲げる方法により断熱性を高める工事を対象とする。 (1) 高断熱の窓に交換（窓枠ごと交換）する方法 (2) 複層ガラス等へ変更する方法 (3) 外気に接する部分に新たに断熱材を施工する方法（断熱塗装のみを行う場合を除く。）
8	椅子式階段昇降機の設置	階段に椅子式階段昇降機を設置する工事	新規設置のみ対象とし、既に設置済みの場合及び一部機器の交換は対象外とする。